

下水道土木工事施工管理基準及び規格値

三 浦 市

平成 25 年 9 月改訂

下水道土木工事施工管理基準及び規格値

目 次

下水道土木工事施工管理基準

1.	目的	1
2.	適用	1
3.	構成	1
4.	管理の実施	1
5.	管理項目及び方法	2
6.	規格値	2
7.	その他	2

出来形管理基準及び規格値

第1章 管路

管きよ工（開削）	3
管きよ工（小口径推進・推進）	4
マンホール工	5
特殊マンホール工	6

品質管理基準及び規格値

1.	管布設工（開削・推進）	7
2.	マンホール設置工	8
3.	ます設置工	9

下水道土木工事施工管理基準

この下水道土木工事施工管理基準は、神奈川県土木工事共通仕様書第1編1-1-28「施工管理」に規定する項目以外の下水道土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

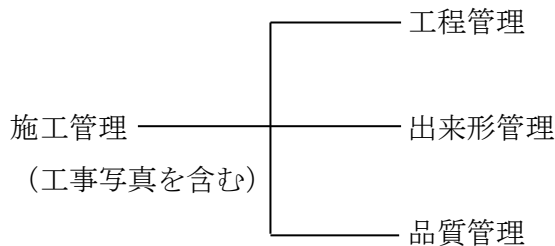
1. 目的

この基準は、下水道土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この基準は、三浦市上下水道部下水道課が発注する下水道土木工事に適用する。ただし、**設計図書**に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合は、監督職員と**協議**して他の方法によることができる。

3. 構成



4. 管理の実施

- (1) 請負者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 請負者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 請負者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに**提示**するとともに、検査時に**提出**しなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

請負者は、工事内容に応じた方式（ネットワーク（PERT）又はバーチャート方式など）により作成した実施工程表により工程管理を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

請負者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形成果表又は出来形図を作成し管理するものとする。ただし、測点数が10点未満の場合は出来形成果表のみとし、出来形図の作成は不要とする。

(3) 品質管理

請負者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、工程能力図又は品質管理図表（ヒストグラム、 $\bar{x}-R$ 、 $\bar{x}-R_s-R_m$ など）を作成するものとする。ただし、測点数が10点未満の場合は品質成果表のみとし、管理図の作製は不要とする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目について、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

6. 規格値

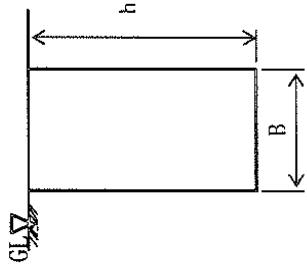
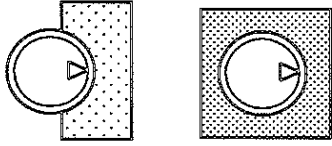
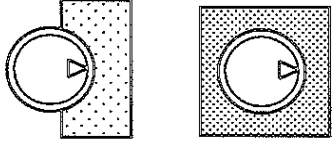
請負者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

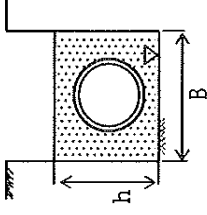
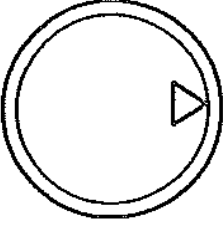
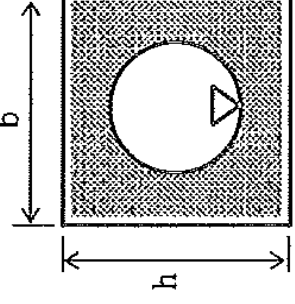
7. その他

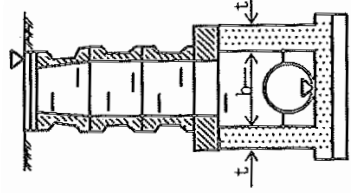
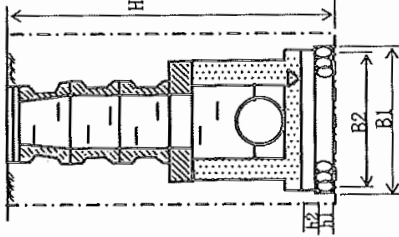
(1) 工事写真

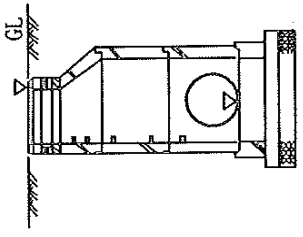
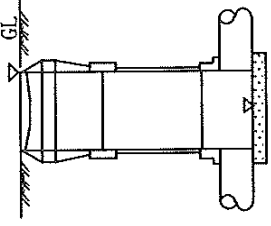
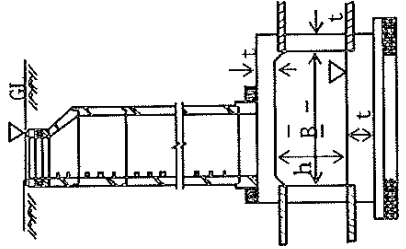
請負者は、施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

第1章 管路編

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
下水道	1 管路	3 管きよ工（開削）	3 管路土工	管路掘削	深さ h	±30	マンホール間ごとに1箇所測定する。		
					幅 B	-50			
下水道	1 管路	3 管きよ工（開削）	4 管布設工	管布設 （自然流下管）	管底高▽	±30	管底高は、マンホールの両端部を測定する。		
					勾配	±20%			
					通り（φ800mm未満） （目視）	たるみ無し			
					通り（φ800mm以上）	水平変位 ±50			
					延長 l	-200			
					総延長 L	-200			
下水道	1 管路	3 管きよ工（開削）	4 管布設工	圧送管	管底高▽	±30	マンホールの両端部及び施工延長20mにつき1箇所の割合で測定する。		
					総延長 L	-200			

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
下水道	1 管路	3 管きよ工（開削）	5 管基礎工	改良土基礎 砂基礎	幅 B	-50	マンホール間ごとに1箇所測定する。		
					高さ h	-30			
下水道	1 管路	4,5 管きよ工（小口径推進、推進）	3 推進工	推進工	管底高▽	±30	10mにつき1箇所測定する。（ただし、小口径管推進は両端部とする。）		
					中心線の変位（水平）	±50			
					勾配	±20%			
					延長 ϕ	-200			
					総延長 L	-200			
下水道	1 管路	4,5 管きよ工（小口径推進、推進）	4 立坑内管布設工	空伏工	管底高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
					幅 b	-50			
					高さ h	-30			
					中心のずれ	±50			
					延長	-50			
					勾配	±20%			

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
下水道	1 管路	7 マンホール工	3 標準マンホール工	現場打ちマンホール工	人孔天端高▽	±30	1 施工箇所ごとに測定する。		
					幅 b (内法)	-30			
					壁厚 t	-20			
下水道	1 管路	7 マンホール工	3 標準マンホール工	マンホール基礎工	床掘深 H	±30	1 施工箇所ごとに測定する。		
					基礎工幅 B1	-50			
					基礎工高 h1	-30			
					コンクリート工幅 B2	-50			
					コンクリート工高 h2	-30			

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
下水道	1 管路	7 マンホール工	4 組立マンホール工	組立マンホール工	人孔天端高▽	±30	1 施工箇所ごとに測定する。		
下水道	1 管路	7 マンホール工	5 小型マンホール工	小型マンホール工	人孔天端高▽	±30	1 施工箇所ごとに測定する。		
下水道	1 管路	8 特殊マンホール工	4 躯体工	現場打ち特殊人孔	人孔天端高▽	±30	1 施工箇所ごとに測定する。		
					幅 B	-30			
					高さ h	±30			
					壁厚 t	-20			

品質管理基準及び規格値（管渠工事）

工種	種別	試験区分	試験項目または品名	試験方法及び検査項目	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
管布設工（開削・推進）	管渠材料	必須	下水道用鉄筋コンクリート管	<ul style="list-style-type: none"> ・外観 ・形状・寸法（カラー及びゴム輪含む） ・外圧強さ ・コンクリート圧縮強度 ・水密性 	JSWAS A-1	<ul style="list-style-type: none"> ・外観は、全数について行う。 ・形状・寸法、外圧強さ、コンクリートの圧縮強度試験及び水密性は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。 	<p>外観検査にあたっては、個々の製品について日本下水道協会の標章（認定マーク）及び管種を確認する。</p>	○
			下水道推進工法用鉄筋コンクリート管		JSWAS A-2			
			下水道小口径推進工法用鉄筋コンクリート管		JSWAS A-6			
			下水道用硬質塩化ビニル管	<ul style="list-style-type: none"> ・外観・形状 ・寸法 ・引張試験 ・扁平試験 ・負圧試験 ・耐薬品性試験 ・ビカット軟化温度試験 	JSWAS K-1	<ul style="list-style-type: none"> ・外観・形状検査は、全数について行う。 ・寸法、引張試験、扁平試験、耐薬品性試験及びビカット軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。 	○	
			下水道推進工法用硬質塩化ビニル管		JSWAS K-6			
			下水道用強化プラスチック複合管		JSWAS K-2			
			下水道用リブ付硬質塩化ビニル管	<ul style="list-style-type: none"> ・外観・形状 ・寸法 ・引張試験 ・扁平試験 ・負圧試験 ・耐薬品性試験 ・ビカット軟化温度試験 	JSWAS K-13	<ul style="list-style-type: none"> ・外観・形状検査は、全数について行う。 ・寸法、引張試験、扁平試験、耐薬品性試験及びビカット軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。 	○	
			下水道用レジンコンクリート管		JSWAS K-11			

品質管理基準及び規格値（管渠工事）

工種	種別	試験区分	試験項目または品名	試験方法及び検査項目	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
管布設工（開削・推進）	管渠材料	必須	下水道用ポリエチレン管	<ul style="list-style-type: none"> ・外観・形状 ・寸法 ・引張試験 ・扁平試験 ・水圧試験 ・扁平負圧試験 ・耐薬品性試験 ・環境応力き裂試験 ・熱間内圧クランプ試験 ・ピーリング試験 ・熱安定性試験 ・融着部相溶性試験 ・耐侯性試験 	JSWAS K-14	<ul style="list-style-type: none"> ・外観・形状検査は、全数について行う。 ・寸法、引張試験、扁平試験、水圧試験、扁平負圧試験、耐薬品性試験、環境応力き裂試験、熱間内圧クランプ試験、ピーリング試験、熱安定性試験、融着部相溶性試験及び耐侯性試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。 		○
				下水道用鑄鉄製マンホール蓋	外観及び形状	三浦市型下水道用人孔鉄蓋性能規定書による	<ul style="list-style-type: none"> ・外観・形状検査は、全数について行う。 ・製造者に製品性能表を提出させる。 	
マンホール設置工	マンホール材料	必須	組立マンホール	<ul style="list-style-type: none"> ・外観 ・形状・寸法 ・圧縮強度試験 ・軸方向耐圧試験 	JSWAS A-11	<ul style="list-style-type: none"> ・外観検査は、全数について行う。 ・製造者に試験成績表を提出させる。 	外観検査にあたっては、個々の製品について日本下水道協会の標準（認定マーク）を確認する。	○
				<ul style="list-style-type: none"> ・外観 ・形状・寸法 ・荷重たわみ試験 ・耐荷重試験 ・材質試験 	JSWAS G-3	<ul style="list-style-type: none"> ・外観検査は、全数について行う。 ・寸法、荷重たわみ試験、耐荷重試験及び材質試験は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。 		○
				<ul style="list-style-type: none"> ・外観 ・形状・寸法 ・引張試験 ・荷重試験 ・負圧試験 ・耐薬品性試験 ・ピカット軟化温度試験 	JSWAS K-9	<ul style="list-style-type: none"> ・外観検査は、全数について行う。 ・寸法、引張試験、扁平試験、耐薬品性試験及びピカット軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。 	①日本下水道協会の認定工場制度による認定工場の製品検査着機材の場合、同協会発行の検査証明書等をもって検査とすることができる。	○
				下水道用鑄鉄製防護蓋				

品質管理基準及び規格値（管渠工事）

工種	種別	試験区分	試験項目または品名	試験方法及び検査項目	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
ます設置工	接続ます材料	必須	下水道用鋳鉄製防護蓋	<ul style="list-style-type: none"> ・外観 ・形状・寸法 ・荷重たわみ試験 ・耐荷重試験 ・材質試験 	JSWAS G-3	<ul style="list-style-type: none"> ・外観検査は、全数について行う。 ・寸法、荷重たわみ試験、耐荷重試験及び材質試験は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。 		○
			下水道用塩化ビニル製ます	<ul style="list-style-type: none"> ・外観 ・形状・寸法 ・引張試験 ・荷重試験 ・負圧試験 ・耐薬品性試験 ・ビニレット軟化温度試験 	JSWAS K-7	<ul style="list-style-type: none"> ・外観検査は、全数について行う。 ・寸法、引張試験、扁平試験、耐薬品性試験及びビニレット軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。 	(注)日本下水道協会の認定工場制度による認定工場の製品検査証明書等と合、同協会発行の検査証明書等をもって検査とすることができ。	○